

議案第5号

教育委員会定例会資料
平成27年1月26日
教育部 生涯学習課
課長：蓮井 昭夫 担当：久保田 剛生
外線 62-4565

○ 安曇野市体育施設条例の一部改正について

安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市長

安曇野市条例第 号

安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例

安曇野市体育施設条例（平成18年安曇野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「並びにこれに付帯する備品及び器具」を「の施設、設備又は備品」に改める。

第4条第2号中「指定体育施設」を「指定体育施設の施設、設備及び備品」に改める。

第4条第3号中「前2号に掲げるもののほか、」を削る。

第7条第1項中「並びにこれに付帯する備品及び器具」を「の施設、設備又は備品」に改める。

第9条中「体育施設」を「体育施設等」に改める。

第17条を次のように改める。

（損害賠償）

第17条 故意又は過失により体育施設等その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。